特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	源泉徴収に関する事務　　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、賃金、報酬、謝礼等を支払う際に、所得税及び復興特別所得税について、源泉徴収を行い税務署に納付する事務を行なっている。 所得税法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①源泉徴収票の作成及び対象者への交付。 ②法定調書の作成及び税務署への提出。 ③給与支払報告書の作成及び市区町村への提出。
③システムの名称	人事給与システム　源泉管理システム　財務システム

2. 特定個人情報ファイル名
源泉徴収票・支払調書情報管理データベース

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部人事課
②所属長の役職名	人事課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　くらし安全課　電話番号　0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　人事課　電話番号　0835-25-2217

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底していることから、人為的ミスへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底していることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	職員課長　尾中　克則	職員課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　市政なんでも相談課　電話番号　0835-25-2209	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　市政相談課　電話番号　0835-25-2194	事後	定期的な見直しによる修正（軽微な変更）
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	-	Ⅳ　リスク対策の追加記載	事後	様式変更によるもの
令和3年3月4日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部職員課	総務部人事課	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	職員課長	人事課長	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　職員課　電話番号　0835-25-2217	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　人事課　電話番号　0835-25-2123	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月31日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月31日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	評価の再実施によるもの
令和4年7月7日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	生活環境部　市政相談課	総合政策部　広報広聴課	事後	定期的な見直しによる修正
令和4年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和4年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和4年7月7日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	自己点検・内部監査	自己点検	事後	定期的な見直しによる修正
令和5年10月11日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　人事課　電話番号　0835-25-2123	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　人事課　電話番号　0835-25-2217	事後	定期的な見直しによる修正
令和5年10月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和5年10月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和7年1月27日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	法令改正によるもの
令和7年1月27日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部　広報広聴課	生活環境部　くらし安全課	事後	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	[十分である]	事後	様式変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底していることから、人為的ミスへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策	事後	様式変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	-	[十分である]	事後	様式変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底していることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更によるもの
令和7年12月26日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検・内部監査	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○] 提供・移転しない	[　　] 提供・移転しない	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	[　十分である　]	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検・内部監査	自己点検	事後	定期的な見直しによる修正